

第二号議案

大分県立高等学校における学校運営協議会の設置について
学校運営協議会を設置する学校として左記のとおり設置する。

令和七年二月二十五日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

設置学校	大分県立津久見高等学校
設置学校	大分県立三重総合高等学校
設置学校	大分県立日田林工高等学校

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六百六十二号）第四十七条の五第一項及び大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（平成二十六年大分県教育委員会規則第十号）第二条第一項の規定により、県立津久見高等学校、県立三重総合高等学校及び県立日田林工高等学校に学校運営協議会を設置したいので提案する。

大分県立高等学校における学校運営協議会の設置について

令和7年2月25日
高校教育課

1. 学校運営協議会について

規則：大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則 第2条第1項

「教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域の住民等の学校運営への参画並びにこれらの者による学校運営の支援及び協力を促進することにより、これらの者と学校との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに生徒、児童及び幼児の健全育成に取り組むという目的を達成するため、教育委員会の定めるところにより、協議会を置く。」

2. 新規設置校

津久見高等学校

三重総合高等学校

日田林工高等学校

3. 設置理由

(1) 背景

地元中学生の市外への進学や少子化、過疎化に伴う影響から定員充足に満たない状況が続いている。

(2) 設置の目的

①津久見高等学校

学校と地域の連携強化や生徒・保護者・地域のニーズに応えることにより、新たな魅力を創造し、多くの中学生から選ばれる学校の実現を目指す。

②三重総合高等学校

学校と地域の連携強化や学校教育目標の共有、外部機関との新たな連携を行うことにより、「生徒・保護者・地域住民のニーズに応える学校」「新たな魅力を創造し、多くの中学生が進学を希望する学校」の実現を目指す。

③日田林工高等学校

地域住民や保護者、同窓会等が学校運営に参画することを推進し、小中学校や自治体、関係団体との連携強化、育成したい生徒像の共有を図り、地域を担う人材の育成を目指す。

4. 今後の予定

令和7年4月1日 学校運営協議会 設置

学校運営協議会委員推薦書の提出

令和7年5月～ 第1回学校運営協議会（「任命書」の交付）